

(独) 日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)奨学金受給のための条件
次の(1)～(3)をすべて満たすこと。

(1) (2年生以上) 前年度の成績評価係数※が2.30以上であること。
(1年生) 入学試験の成績が、上位50%以上であること。

(2) 経済的理由により、自費のみでの参加が困難な者。

経済条件については、令和4年度短期派遣留学プログラム応募用紙(裏面)にあるURLにある家計基準表「第二種奨学金」の欄を確認した結果、『基準内』であること。(ただし、『基準外』であっても「経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」と認定された者も対象とする。詳細は、応募用紙(裏面)2を確認のこと。)

(3) TOEIC 400点以上、TOEFL-iBT 41点以上、TOEFL-ITP 435点以上、IELTS (Academic Module) 5.0以上、のいずれかを満たすか、本学における前年度の英語に関する科目の成績で、成績評価係数※2.30以上であること。または、ALC ネットアカデミー-NEXT「TOEIC(R)L&R テスト500点・600点・700点突破コース」のフルサイズ模試(本学の学生であれば全員受けられます)400点以上も認めます。

(https://www.u-toyama.ac.jp/student-staff/alc_net2.html)

※成績評価係数の計算式

$$\frac{\text{秀の単位数} \times 3 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1 + \text{不可の単位数} \times 0}{\text{総登録単位数}}$$

(例) 優: 8単位, 良: 12単位, 可: 6単位, 不可: 2単位の場合
($8 \times 3 + 12 \times 2 + 6 \times 1 + 2 \times 0$) / $28 = 1.928 \dots$
となり、2.00を満たさないで、奨学金受給資格を満たさない。

この要件を全て満たす学生がプログラム受給対象者数を超える場合、学内にて選考委員会を開催し、受給者を決定します。尚、奨学金は、出発後に支給されます。

(独) 日本学生支援機構海外留学支援制度(協定派遣)奨学金受給者以外の学生について
応募用紙に、「奨学金を受給できなかった場合でも参加を『希望する』」とした申請者のプログラム参加を認めます。応募者が募集人数を上回った場合は、学内にて選考委員会を開催し、参加者を決定します。

○渡航支援金について

日本学生支援機構奨学金受給者で、世帯の所得金額が次の金額の場合は、さらに渡航支援金32万円(返還不要・給付)を受給できます。世帯構成によって、提出書類が異なりますので、下記を満たす場合は、**詳細や申請方法について直接留学支援課へお尋ねください。**

給与所得のみの世帯	年間収入金額(税込)が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下